

聖籠町立学校施設の開放に関する使用料条例及び聖籠町手数料、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月11日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例第36号

聖籠町立学校施設の開放に関する使用料条例及び聖籠町手数料、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
(聖籠町立学校施設の開放に関する使用料条例の一部改正)

第1条 聖籠町立学校施設の開放に関する使用料条例(令和2年聖籠町条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、当分の間、適用しない。

附則第3項中「施行」を「適用」に、「、なお従前の例」を「、当分の間、なお旧条例の例」に改める。

(聖籠町手数料、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 聖籠町手数料、使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(令和2年聖籠町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(使用料に関する規定の適用猶予)

3 第2条から第8条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定は、当分の間、適用しない。

附則に次の1項を加える。

(施行日以後の使用料の取扱い)

4 この条例の施行の日以後になされた申請に係る使用料の取扱いは、当分の間、なお旧条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。